

## 令和3年度 第14回朝来市農業委員会総会議事録

1 開催日 令和3年9月16日(木) 午後1時30分～午後2時28分

2 開催場所 あさご・ささゆりホール

3 出席した農業委員 12人

1番 松浦 修三委員 3番 前田 由記夫委員 4番 奥藤 康正委員

5番 高本 知宜委員 6番 米田 隆至委員 8番 西村 繁 委員

9番 佐野 伸夫委員 10番 大田垣 強委員 11番 楠 晃 委員

12番 原田 昌二委員 13番 西 好朗職務代理者 14番 石原 武美会長

4 欠席した農業委員 2人

2番 大森 げん委員 7番 米田 利秋委員

5 出席した農地利用最適化推進委員 0人

(新型コロナウイルス感染拡大防止のため参集せず。)

6 現地調査委員

農業委員 石原 武美委員 西 好朗委員

推進委員 池本 晃市委員 大橋 悟委員

7 議事日程

日程第1 議案第61号 農用地利用集積計画の決定について

日程第2 議案第62号 農業経営改善計画書の意見聴取について

日程第3 議案第63号 農地法第3条申請について

日程第4 議案第64号 農地法第5条申請について

日程第5 議案第65号 非農地証明申請について

日程第6 議案第66号 空き家に付随する農地の指定について

8 事務局職員

事務局長 石橋 禎之 次長 藤原 雅人 副局長兼農地農政係長 足立 尚幸

支援専門員 中川 繁春

9 農林振興課職員

副課長 小笠原 徹 主事 西谷 和徳

10 会議の概要

○事務局 それでは、ただいまから第14回朝来市農業委員会総会を開会させていただきます

ます。

既に送付をさせていただいております次第に基づき、進めさせていただきます。

最初に、石原会長からご挨拶をいただきます。

○石原会長 <挨拶>

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここからは会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思います。

会長、よろしく願いいたします。

○石原会長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局から報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員12名でございます。以上です。

○石原会長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第8条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第14回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

続きまして、次第4の「議事録署名人の指名について」ですが、1番、松浦修三委員と、3番、前田由記夫委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づき進行いたします。

日程第1「議案第61号、農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 議案第61号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。農林振興課の西谷と申します。農地利用集積計画の概要についてご説明させていただく前に1つ訂正がございます。3ページをご覧いただきたいと思いますが、3ページの1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数と書いてありますが、その下の表の利用権を設定する農用地の合計欄に数値が記入されておりませんので、その面積の合計欄として61,714平方メートル、筆数として46と入れていただければと思います。大変申し訳ございませんでした。

それでは、農用地利用集積計画の概要について説明させていただきます。まず、1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数についてですが、田が61,714平方メートル、46筆、合計として61,714平方メートル、46筆となっております。利用権の設定を受ける戸数とし

て9戸、利用権を設定する戸数として22戸となっております。

続きまして、2、設定する利用権の概要について説明させていただきます。まず、利用権の内容についてですが、使用貸借権が45筆、60,412平方メートル、賃貸借権が1筆、1,302平方メートルとなっております。

続きまして、利用権の終期についてですが、令和4年3月31日までのものが1筆、1,302平方メートル。令和5年3月31日までのものが2筆、1,327平方メートル。令和6年3月31日までのものが5筆、4,124平方メートル。令和7年3月31日までのものが17筆、33,101平方メートル。令和8年3月31日までのものが18筆、18,291平方メートル。令和9年3月31日までのものが2筆、1,408平方メートル。令和14年3月31日までのものが1筆、2,161平方メートルとなっております。

続きまして、4ページ、5ページをご覧いただきたいと思います。4ページにつきましては、利用権の設定を受けられる方と設定される方の所在地の一覧表を記載しております。下の表の上段1行目をご覧いただきたいと思います。この一覧1行目の高生田分につきましては、ひょうご農林機構が借り受けられる農地となっております。このひょうご農林機構が借り受けた農地につきましては、農地中間管理機構を通じて●●さんが借り受けられる候補となっております。

続きまして、6ページをご覧いただきたいと思います。6ページにつきましては、利用権の設定を受けられる方の情報を記載しております。続きまして、7ページをご覧いただきたいと思います。7ページにつきましては、利用権を設定される方の情報を記載しております。

以上、簡単ではありますが、農用地利用集積計画の概要について説明させていただきました。慎重審議よろしくお願いたします。

**○石原会長** ただいま担当課から説明がございましたが、この件につきましてご意見なりご質問ございませんか。特にないようですね。

それでは、議案第61号、農用地利用集積計画の決定につきまして採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

**○石原会長** 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第2「議案第62号、農業経営改善計画書の意見聴取について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 議案第62号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼します。農林振興課の小笠原といいます。よろしくお願いします。

今回、認定農業者になるべく申請をされている方につきましては、総会資料の9ページになりますが、山東町矢名瀬町●●番地の●●様でございます。初めに、認定農業者につきましては、認定農業者が認定を受ける場合は、農業経営基盤強化促進法に基づき各市町村で策定されております基本構想に、自らの創意工夫に基づき経営の改善を進めようとする計画を認定された方が認定農業者ということとなっております、国の補助事業等を受けようとする場合は、この認定農業者という認定が、ほぼ必須の条件となっております。朝来市におきましても、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、朝来市農業経営基盤強化の基本構想というものを策定しております、その中で認定新規就農者、それから認定農業者の要件等が規定されております。

その基本構想の中の認定農業者の要件としましては、申請から5年後における経営の農業所得が440万円を超える計画であることということになっておりまして、資料の15ページを見ていただきたいと思います。こちらの表の、別紙収支計画の一番右側にあります5年目の一番下の欄の所得が5年後の目標になりますが、ここが440万円を超えることというのが認定農業者の要件となっております。

資料の15ページを最初に説明させていただきます。●●様におかれましては、現在水稲と岩津ねぎ、それからピーマンを作付されております。今後の計画におきましては、水稲、岩津ねぎ、それからピーマンはもう作付しないということで、黒大豆に転換するというところで、まず、水稲につきましては、1年目3.0ヘクタールから5年目の目標で5.0ヘクタールまで生産面積を拡大するという計画になっております。反収のほうは450キロということで、国の経営所得安定対策に用いられます朝来市の基準単収というものがございまして、それが502キロです。実際、502キロを生産するのはかなり難しいと思いますが、450キロであれば妥当であると市では考えております。反収のほうは450キロ、売上高が517万5千円でございますが、基本的に30キロ、6,900円ですので、JAさんの買取り価格で計画されております。

岩津ねぎにつきましては0.8ヘクタール、1万4,400キロということで、反収につきましては1.8トンでございます。岩津ねぎにつきましては、市のほうの戦略プランで10アール

当たり3トンを目指して掲げておりますが、なかなか3トンというのは難しいと思っておりますが、1.8トンでしたら目標値としてもそんなに高くない数字であると考えております。

それと、黒大豆でございます。黒大豆のほうが1ヘクタール、1,500キロということで、反収150キロということでございます。黒大豆につきましても、反収150キロの数字については、きちっと管理さえすれば150キロは可能な数字ではないかと思っております。単価についてはキロ1,200円でございます。JAさんの担当者にお聞きしましたら、何とかキロ2,000円では売りたいということでJAさんも言うておられましたので、単価も適正なものだと思っております。

続きまして、経費でございますが、特に水稲になりますが、県が試算しました水稲10アール当たりの経費、償却資産を除いたものでございますが、10アール当たり約5万3,000円経費がかかるということでございます。10アール5万3,000円これの50倍になりますが、250万ということで、それより多く経費を計上されておまして、経費につきましても特に問題がないものと思っております。減価償却費につきましても、現在お持ちのものになりますが、それを減価償却したものになっております。

資料の11ページをお開きください。経営改善の方向の概要ということでございますが、水稲経営を5ヘクタール、野菜1.8ヘクタール、黒大豆と岩津ねぎです。それをこの面積まで拡大するというところでございまして、所得のほうが537万4,000円、目標の労働時間が年間1,816時間で考えておられます。

次のページ、12ページになります。4番になりますが、既に田植機、コンバイン、トラクター、乾燥機、もみすり機はお持ちでございまして、トラクターにつきましても、目標の令和8年度までに50馬力を1台プラスということで考えておられます。それと、もみすり機を3インチから4インチにしたいということで考えておられます。

12ページの一番下になりますが、合理化の方向としまして、水稲になりますが、現状は化成肥料の使用により土力が悪化しているということで有機堆肥に変更して土壌の改善を行うこととされています。

次に、13ページになります。経営管理の合理化ということで、現在は会計ソフトを使用しているということでございますが、行く行くは税理士による指導と経営診断による管理を行いたいということと、6番の農業従事の態様等の改善についてですが、現状臨時雇用は繁忙期のみでございます。その臨時雇用につきましても、労務管理の規定とか就業規則を作成しまして、臨時雇用を増員していきたいということで計画のほうを立てられておりま

す。

14ページです。作業のほうは●●様、ご本人のみになりますが、下のほうで、忙しいときに限りまして現状は3人、延べ30人の臨時雇用を、将来的には6人、延べ60人ということで臨時雇用のほうを考えられておられます。

今回のこの議案上程につきましては、農業経営基盤強化促進法の第14条第2項に、認定する場合は農業委員会の意見を聞かなければならないということになっておりますので、本日、市が認定をしようとしております●●様につきまして農業委員会のご意見を聞きたく、上程させていただいております。よろしく申し上げます。

○石原会長 今担当課から詳しく説明がございました。意見につきまして、質問なり含めてございましたらお願いしたいと思います。

高本さん、どうぞ。

○高本委員 失礼します。まず、12ページに、目標の8年に50馬力のトラクター、もみすり機4インチということになっております。収支計画の中で、設備投資のところに載っていないのと、それと5年後、8反も岩津ねぎを作った場合、臨時の60人では到底足りないかなというふうに思います。

○石原会長 担当課答弁を。

○担当課 まず、償却資産のほうですが、収支計画、15ページに載ってないということでございます。今償却資産の明細を持ち合わせていませんが、現状の機械の償却が終わるものもあります。そういったものと新たなものを加えるということで計算したものが減価償却費に上がっております。

それと、岩津ねぎの8反で60人では足りないというご指摘です。これにつきましてはもう一度申請者さんと話し合いました、本当にこれで足りるのか、恐らく生産されている農業委員さんからのご指摘なので全然足りないと思いますので、その辺もう一度市と申請者さんのほうと調整させていただきたいと思います。

○石原会長 高本さん、よろしいですか。

○高本委員 はい。

○石原会長 これ、今回初めて認定農業者に申請するためということですね。

そのほかございますか。これ、意見書を求めるということで、意見と最終的に総合的判をまとめるということですけど。そのほかございませんか。

ちょっと私のほうから。詳しいことは分かりませんが、私の意見として、農業者の

高齢化が進む中で、こうして意欲を持って規模拡大に挑まれることは大変ありがたいことでありまして、健康に留意して目標に到達されますようエールを送ります。私の個人の意見です。

そのほかございますか。

○担当課 あと1点だけよろしいですか。

○石原会長 はい、どうぞ。

○担当課 15ページの生産物の販売については全てJAさんに出荷するというので、米については先ほども言いましたように6,900円、それと岩津ねぎについてはキロ333円で計算されております。それと黒大豆が1,200円ということで、全てJAさんに出すということで確認しております。

○石原会長 よろしいですか、皆さん方。認定農家の方もおられますけども、何か助言がありましたら。特に、よろしいですか。

それでは、高本さんからの意見なり、1つ私も少し意見申しましたけど、事務局のほうで取りまとめして意見の欄に整理していただくとして、最終的に総合的判断として適当か不適当かお諮りをしたいと思います。

適当と判断される委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成ですので、本件は適当と判断し、委員から出ました意見を添えて回答したいと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして、日程第3「議案第63号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位129番の提案理由の説明を、地元委員の前田委員に求めます。

○前田委員 それでは、説明させていただきます。受付順位129番の航空写真をご覧ください。申請地は、和田山町土田、国道9号線沿いのドラッグストアゴダイ薬局和田山土田店の北側に位置します。記憶に残っておられると思いますが、申請地の南隣の地番●●、●●、●●につきましては、以前申請案件の28及び29番で5条申請をしたところになります。

それでは、申請案件資料129番をご覧ください。農地法第3条第1項の規定による申請

となります。このたびの申請人は、先ほど申しました地番●●に住居を新築中で、10月には入居すると聞いております。このたび申請人がそういった新しい宅地の近くで農地を探しておりましたところ、譲渡人との合意に至り、今回の申請となりました。譲渡人の●●氏は父親から田を相続しましたが、そのときは既に加西市に嫁いでおり、一度も耕作をしたことはなく、できるものならば売りたいと以前より考えておられました。

また、譲受人の●●氏は、家族が草刈り機を所有しているのみですが、以前より栽培を知人等に委託してきた経緯があり、今後そのような管理で水田耕作が見込まれます。水田として活用し、水利組合への協力や周りの田畑に迷惑をかけない旨の農地に係る誓約書も添付されており、何ら問題なく許可相当と思います。ご審議をよろしくお願いします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位129番について、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の西委員のほうから補足説明はございますか。

○西委員 失礼します。去る9月3日、石原会長、池本委員、大橋委員、私、事務局2名で現地調査を行いました。今前田委員が説明されましたとおり、何ら問題ないかと思えます。以上です。

○石原会長 129番について、ご意見なりご質問ございますか。

ないようですので、受付順位129番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、続きまして、日程第4「議案第64号、農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位130番の提案理由の説明を、地元委員の私、石原が行います。

まず、130番の図面をご覧いただきたいと思えます。ここは、山東町の粟鹿、田中区の南西に位置する写真でございます。図面の下のほうに北近畿豊岡道が通っておりまして、粟鹿川が右から左に流れています。左のほうの白い建物はブロイラーの鶏舎です。縦に真っすぐの道は磯部から三保への市道で、図面中央の交差点を右折して行きますと、田中区の中心部に至ります。申請地は、その道路と粟鹿川の間にあります第2種農地で、先日下

見しましたがトラクターで鋤かれておりました。この申請地の北側の土地は既に宅地造成が完了しております。また、東隣には太陽光発電施設が稼働しております。今回、粟鹿川の堤防の手前の場所の太陽光発電事業に伴います資材置場なり進入道路等に使用したいということで申請となりました。

審議資料によります各種基準に適合しておりまして許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、受付順位131番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆委員に求めます。

**○米田（隆）委員** それでは、説明いたします。航空写真をご覧いただきたいと思いますが、この申請地に向かっていく特別な目標がありませんが、物部中辺りに八幡神社の鳥居がございまして、そこから西向きに私道が入っております。そこを西向きに行っていたら、この申請地にたどり着きます。

この●●番地の環境を申し上げますと、譲渡人の●●さんにつきましては、●●さんと親子でございまして、長男が●●さんでございます。

今は立脇でお住まいでございますが、お子様も誕生されまして実家の辺りに家を建てたいという話を前々から私も聞いておりまして、今回地域の方々の協力、関係者の同意を得られて、使用貸借で家を建てるということが進んだというふうに聞いております。代理人の●●さんからも、関係書類を全て閲覧させていただきまして、特に問題はなく、物部区長、農事部長、水利組合等々の同意書も取られておりますし、建設業者の建築契約等々もしっかりしたものが備わっておりますので、問題はなかろうかと思っておりますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

**○石原会長** 受付順位130番及び131番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の西委員のほうから補足説明ありますか。

**○西委員** 失礼します。補足説明はございません。委員のおっしゃるとおりでございます。以上です。

**○石原会長** ありがとうございます。

それでは、130番と131番につきまして、ご意見なりご質問はございませんか。

高本委員、どうぞ。

**○高本委員** 失礼します。少し教えてほしいんですけど、この航空写真、受付順位130番の分だけ地番が入っていません。他の図面では農地に地番が入っていますけれど、これ

が130番にはないということ。

○石原会長 事務局。

○事務局 縮尺の関係で、非常に大きい縮尺にしてしまうと地番が消えてしまうというようなシステム上の制限からこういうことになっております。以上です。

○高本委員 以前にこの周辺が出たときには入っていたかと思えますけれど。

○石原会長 事務局、どうぞ。

○事務局 縮尺もなんですが、今回この土地について分筆がなされておまして、非常に複雑な図面に見えてしまうというところがありまして、あえて消したということがございます。以上です。

○石原会長 よろしいか。高本委員、なぜそういうことを言われるの。

○高本委員 今回の申請地が、まずいびつな形である。この審議資料の中に、一帯として利用する土地の見込みはないってというような記載がしてありますけれど、こういう土地の利用の仕方ってそもそもしないのではないかというところが最初に疑問にあります。太陽光をされるってことですから、後々ここを一体的に太陽光にされるのではないかというふうに思ったので質問させていただきました。

○石原会長 私は地元ですけども、この農地を資材置き場、進入路にするということで地元説明会が終わっています。これはそもそもいびつな、●●番地とか●●番地とかは、これ申請地奥のほうに対する進入道路として今回変わったという、そういう意味でこういういびつな形になっています。この一帯は、もともと基盤整備、この地区だけされておらず第2種農地になっています。さきほど事務局が言われましたが、番地は入り乱れてすごい複雑な状態になっているのは確かです。

高本委員、よろしいですか。

○高本委員 はい。

○石原会長 そのほかございませんか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、受付順位130番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位131番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第5「議案第65号、非農地証明申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位132番の提案理由の説明を、地元委員の西村委員に求めます。

○西村委員 失礼します。132番の航空写真をご覧ください。航空写真の上側のほうが和田山、9号線のほうになります。該当の農地の場所を説明しますと、国道9号線、久華園のところの交差点を和田山から来ますと、右折していただきますと、県道檜倉山東線に入ります。約3キロ行きますと、該当の山東町喜多垣地区に入り、右側にかやぶきの旧山東町郷土資料館、今は食事どころ喜古里という農家民宿になっております。この家屋の周辺が該当の農地になっております。ちなみに喜古里の番地は、その写真にありますように、●●番地と●●番地が古民家になっております。

次に、申請人の説明をいたしますと、申請人の●●さんには4人の兄弟がおられまして、それぞれ京都とか名古屋とか、全て遠方のほうに住んでおられまして、檜倉山東線のバイパスができた頃には近隣の方に耕作していただいていたようですが、この地区も高齢化が進みまして、耕作者がいなくなり現在の耕作放棄地の状態となりました。近隣の古民家で食事の提供をされておられます方からも、何とかしてほしいというような苦情が何回か出ていたようで、●●さんからも近隣の方に迷惑をおかけしましたというふうな始末書も出ております。

非農地証明審議資料の要件4に該当いたします。これからも耕作等期待できない状態です。審議のほどよろしく願いいたします。

○石原会長 受付順位133番の提案理由の説明を、地元委員の原田委員に求めます。

○原田委員 それでは、説明させていただきます。受付順位133番の航空写真をご覧ください。申請地は枚田の村中で、慧林寺というお寺がありまして、その東にある枚田グラウンドに接する民家の中にあります。民家の一部に土蔵があり、これは明治元年頃に建築し宅地として使用してきた、地目、畑、地籍、46平方メートルの案件です。

申請案件資料をご覧ください。該当の内容については問題なく、農地法の施行前の転用で現状と合致させるため、ここに非農地証明願を提出されました。地元区長の証明も取っておられ、何ら問題なく証明相当と思います。ご審議よろしく願いします。

○石原会長 受付順位132番及び133番について、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の西委員のほうから補足説明ございますか。

○西委員 失礼します。地元委員が説明されたように問題ないかと思えます。以上です。

○石原会長 それでは、132番、133番について、ご意見なりご質問はございませんか。

特にないようですので、受付順位132番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位133番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第6「議案第66号、空き家に付随する農地の指定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位134番及び135番の提案理由の説明を、事務局に求めます。

○事務局 受付順位134番の航空写真をご覧ください。申請地の川尻●●番地ほか2筆の農地は、これらの農地に隣接する川尻●●番地、JRの線路沿い、また川沿いにあります住宅と同一の所有者でありまして、この住宅は令和3年7月に空き家バンクに登録されたことを確認しました。所有者は大津市の方であり、維持管理が行われる見込みがありません。このことにより、朝来市空き家に付随する農地の別段面積取扱基準第4条の適用条件に適合していると思われますので、同取扱基準第5条により、別段面積を1平方メートルへ指定していただきたく、決定をお願いするものです。

次に、受付順位135番の航空写真をご覧ください。申請地の早田●●番地ほか1筆の農地は、これらの農地に隣接する早田●●番地に建つ住宅と同一の所有者であります。川沿いのところの空き家、また農地はすぐ隣というところにあります。この住宅は令和3年8月に空き家バンクに登録されたことを確認しました。所有者は京都市の方であり、維持管理が行われる見込みがありません。このことにより、朝来市空き家に付随する農地の別段

面積取扱基準第4条の適用条件に適合していると思われますので、同取扱基準第5条により、別段面積を1平方メートルへ指定いただきたく、決定をお願いするものです。以上です。

○石原会長 ただいま受付順位134番及び135番について、事務局から提案理由の説明がございました。

現地調査委員の西委員のほうから補足説明ございますか。

○西委員 失礼します。現地に共に行きましたが、何ら問題ないかと思えます。以上です。

○石原会長 134、135番について、ご意見なりご質問ございませんか。

ないようですので、受付順位134番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位135番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

以上で、本日の議案審議は全て終了しました。

閉会に当たりまして、西職務代理人にご挨拶いただきます。

○西職務代理人 <閉会挨拶> (午後2時28分終了)